

年金受給者のための 所得税等確定申告事前相談会

公的年金等受給者で所得税等の確定申告が必要な人を対象に、確定申告の事前相談会を開催します。詳しくは、津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

と き	ところ
1月26日(木)・27日(金)10:00～16:00	市河芸庁舎
1月30日(月)・31日(火)10:00～16:00	久居公民館
2月1日(水)10:00～16:00	一志高岡公民館
2月10日(金)～15日(水)9:00～17:00 ※土・日曜日、祝日を除く ※会場への入場には入場整理券が必要	三重県教育文化会館本館5階

※久居公民館・三重県教育文化会館は駐車場の駐車台数が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

医療費控除の申告の際の添付資料について

従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、「医療費控除に関する明細書」を添付する方式に改められました。これに伴い、令和3年度個人住民税(令和2年分所得税)以降の申告においては、領収書の添付や領収書の合計金額を提示するだけでは控除を受けることができなくなりました。必ず「医療費控除に関する明細書」を添付してください。なお、「医療費通知(医療費のお知らせ)*」がある場合は、同通知を添付することによって明細書の記入を省略することができます。

※津市国民健康保険および三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知(医療費のお知らせ)については利用できますが、津市国民健康保険発行の医療費通知は12月受診分、三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知は10～12月受診分が記載されていないため、その分の明細書を作成してください。

上場株式等に係る配当所得等の申告

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。ただし、特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要とする場合は、確定申告書に追加された付記事項への記載により原則確定申告書の提出のみで手続きが完結となります。



住宅を取得等した人のための 所得税等確定申告相談

以下のとおり相談会場を開設しますのでご利用ください。

と き 2月10日(金)～15日(水)9時～17時

※土・日曜日、祝日を除く。会場への入場には入場整理券が必要

ところ 三重県教育文化会館本館5階

対 象 令和4年中に家屋を新築または新築住宅を取得した人で、次に該当する人

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、令和4年末まで引き続き居住
 - 原則家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上
 - 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用
 - 令和4年分の合計所得金額が3,000万円以下
 - 金融機関等の住宅ローン(償還期間10年以上)を利用
- ※詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

市民税・県民税の申告

令和5年1月1日に居住していた市区町村で申告してください。また、確定申告をしても市民税・県民税の申告が必要な人もいます。

新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、郵送での申告にご協力ください。

e-Tax(電子申告)での申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書を誰でも簡単に作成することができます。

パソコンを利用したe-Taxについて、令和4年1月からマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用することで、ICカードリーダライタなしでマイナンバーカードを使ったe-Tax送信が可能となりました。e-Taxで確定申告すると、「還付金を早く受け取れる」「本人確認書類の提示または写しの添付が不要になる」などたくさんのメリットがあります。

申告会場の密集を避けるためにも、確定申告書等作成コーナーを利用して確定申告書を作成し、e-Taxまたは印刷して郵送などで提出してください。

申告や納税に関する問い合わせ

申告や納税に関する相談や問い合わせについては、津税務署(☎228-3131)へ電話すると自動音声で案内しています。相談内容に応じて該当する番号を選択してください。また、税務相談チャットボット「ふたば」による相談受け付けもご利用ください。